

令和 2 年度 港区障がい者支援専門部会からの要望

要望 1
指定事業所に対する関与・指導（集団指導等のあり方）について
理由
指定事業所に対する関与・指導について、年に一度実施される大阪市指定（登録）障がい福祉サービス事業者等集団指導の在り方について、利用者支援、適正な事業運営が実施されるよう、質の担保および質の向上のため、従来のエリア別での一括開催ではなく、事業種別ごとでの開催とし、集団指導の中身をより充実するよう訪問系、日中活動系、居住・施設系、相談系など事業種別に合わせた指導へと変えていくよう要望いたします。 また、障がい者自立支援協議会の部会編成などの活性化を図り、より多くの指定事業所が参画できるよう、啓発を進めていき、参画事業所に対しては地域課題や利用者支援の質の向上を考える機会が提供できるよう引き続き働きかけ、障がい者自立支援協議会の有効活用を検討できる機会を設けていただくよう要望いたします。
回答
指定障がい福祉サービス事業所への集団指導の方法等について、適正な運営、利用者への適切な支援が行われるよう、福祉局に対し要望します。また、障がい者地域自立支援協議会の部会については、相談支援事業所連絡会を始め、平成 30 年度にはヘルパー事業所連絡会を、令和元年度には児童系事業所連絡会を立ち上げ、順次拡大を図ってきたところです。一方で、各部会において中心となっていたメンバーの選定や運営体制の構築などの課題もあります。引き続き、部会の立ち上げの検討等、障がい者地域自立支援協議会の活性化に向け取り組んでいきます。
港区役所保健福祉課

令和２年度 港区障がい者支援専門部会からの要望

要望２
地域包括ケアシステムの構築に向けて
理由
前年度要望⑥地域包括ケアシステムの構築に向けてへの回答として、『地域包括ケアシステムは、もともとは介護保険制度の考え方で、高齢者を主体に考えられてきましたが、障がいのある人も地域で普通に暮らし、地域の一員として共に生きる社会づくりを目指していることには変わりなく、障がい者も含めた地域包括ケアシステムの構築を目指すべきだと考えていること、港区として地域医療拠点病院である大阪みなと中央病院には、１日 24 時間 1 年 365 日休みなく介護・支援に当たっておられる方々が安心できるように、可能な限り、常時医療的ケアを要する重度の身体障がい者のレスパイト入院や家族・支援者が急病等の緊急時には短期の受入れをしていただけるよう協議していく』とお示しいただきましたが、もともと定期的に持たれることになっていた、大阪みなと中央病院との地域協議会の実施については、平成 29 年を最後に開催されていません。地域ケアシステムの構築だけではなく、港区の地域医療システムを充実させていくためには、この地域協議会を定期開催、活性化していく事が重要な要素であると考えます。 また、精神障がい者も含めたすべての障がい者を対象として、地域包括ケアシステムの構築を積極的に進めて行くことと併せて、2 次救急指定の、大阪みなと中央病院だけでなく、かかりつけ医や 1 次救急の受け入れである地域医療との一体とした取り組みを強化していく事で、港区における地域包括ケアシステムの充実を図ることができると思います。そのためには、障がい者自立支援協議会においても医師会などの一般診療を行う医療機関との連携が図れるような仕組みを作っていく事ができるよう支援をお願いいたします。
回答
障がいのある方が地域で安心して暮らし、地域の一員として共に生きる社会づくりを目指すため、港区としての地域医療拠点病院である大阪みなと中央病院との連携・協力は不可欠だと考えています。重度の身体障がい者のご家族の中には、常時介護・支援にあたっている方もおられ、介護者の休息や負担軽減を図っていく必要があります。今年度はコロナ禍のため書面開催ではありましたが、大阪みなと中央病院との地域協議会が開催され、レスパイト入院や緊急時の受入れについて提案しました。今後も地域協議会の定期開催も含めて、大阪みなと中央病院と十分な連携が図れるよう調整していきます。 また、地域包括ケアシステムの更なる充実を図るうえでは、地域医療拠点病院だけではなく、身近な医療機関や地域、行政など関係者のネットワークが重要だと考えます。障がい者自立支援協議会等の中で共に検討しながら、地域包括ケアシステムの推進に向けて取り組みます。
港区役所保健福祉課

令和2年度 港区障がい者支援専門部会からの要望

要望3
地域防災の具体的な体制整備について
理由
近年、台風による風水害や、地震など大規模災害が多発しており、また感染症による避難の困難さなどの課題が山積となり、具体的な避難行動計画の検討や周知が十分にできていないのが現状で、実際の災害発生時には混乱をきたすことが予想されます。大阪市災害時要援護者名簿への登録該当者には一定の条件があり、それに該当しない方へは区独自での判断と伺っていますが、周知啓発が十分にされておらず、該当しない方への合理的配慮や具体的な避難行動計画を区として検討し確立していかなければなりません。重度障がい者においては、すでに福祉サービスとの繋がりがある方が多く、支援者間において災害時の対応を検討する機会もありますが、障がい者手帳等級における、中等度や軽度障がい者や手帳の未取得者の中には福祉サービスとのつながりや社会との接点も少なく、情報収集が十分にできない方も多く存在します。災害時における障がいのある方自身ができる情報収集や避難行動についての具体的な方法と情報提供ができるよう整備を進めていくため、障がい者自立支援協議会や区政会議、他分野との連携会議等で障がいのある方への見守り体制もきちんと確立し、地域全体で助け合いができる体制づくりの検討を進めていく機会を設けていただくよう求めます。また、大阪市災害時要援護者名簿の対象者拡大が必要だと考えていますが、運用上難しい場合は、区と連携して制度の狭間にいる非該当者への合理的配慮が十分に行われるよう、体制整備や他の制度利用促進などの丁寧な情報提供と周知を求めます。（市ホームページ「大阪市避難行動要支援者名簿の作成にかかるQ&A」において該当しない方への他の施策紹介など、配慮した情報提供をお願いしたい。）
回答
平成30年に発生した災害では、安否確認人員不足や安否確認の重複などの課題があったことから、港区では、日常の見守り活動を行う団体（町会、民生委員、ネットワーク委員等）と自主防災組織（地域防災リーダー等）が連携して、災害時に避難行動要支援者を的確に支援できる体制づくりに取り組んでいます。 また、障がい者の方が地域の防災活動（防災学習会、避難所開設訓練）に参加した際に、具体的な避難行動や情報等をお伝えできるよう方法等について、港区障がい者地域自立支援協議会の皆さまと共に検討していきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。
港区役所協働まちづくり推進課 港区役所保健福祉課

令和2年度 港区障がい者支援専門部会からの要望

要望4
弁天町交差点 EV の早期設置
理由
令和2年度、国道43号線の弁天町駅前交差点地下道にエレベーターを設置する方向で、当該道路を所管する国土交通省大阪国道事務所において、現在、実施設計を行われていることについては承知しています。その後、区政会議等にて、具体の進捗についての報告が予定されていましたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、予定されていた2度の会議も中止となり、現時点での進捗について十分に周知・公開されているわけではありません。これまで、区民や地域住民積年の念願のエレベーターの設置が実現に向けて具体的に進んでいく見通しがついたことは、非常に喜ばしいことですが、今後エレベーターの設置がこれ以上先延ばしとならないよう、その都度分かりやすく丁寧に工事予定のタイムスケジュールや進捗についての情報公開に努めてください。 また、現在南西側交差点から大阪メトロ弁天町駅の改札階へのアプローチについて、エレベーターの使用が難しい状態です。港交流会館が完成し、会館のエレベーターが使用できるようになるまで、階段の使用が難しい方に関しては、大阪みなと中央病院のエレベーターを使用できるよう、大阪みなと中央病院との継続した交渉を要望します。
回答
国道43号線の弁天町駅前交差点地下道へのエレベーター設置につきましては、令和2年度第1回区政会議における書面でもお伝えさせて頂いておりますが、当該道路を所管する国土交通省大阪国道事務所において、現在、関係機関協議、調整を行っており、令和3年度より占用物件移設、電線共同溝移設工事に入り、平行して用地買収（北側）手続きを進めます。令和4年度から南側エレベーター設置工事（約2年）を実施し、その1年後に北側エレベーター設置工事（約2年）に入って行きたいと考えております。おおむね5年後の完成を目標に事業を進めて参りますが、関係機関の調整状況により前後する場合があります。今後も工事予定のタイムスケジュールや進捗につきましても、情報発信してまいります。 また、大阪みなと中央病院のエレベーターの使用につきましては、病気の方や健康に問題を抱える多くの方が利用する病院において、衛生環境の保全、管理上の問題から通行目的で不特定の方々の往来は、今般の新型コロナウイルス感染状況からも難しい状況です。 しかしながら、ご要望の趣旨を大阪みなと中央病院にお伝えし、車いすの方など階段の使用が難しい方から通行の申し出等を受けた場合には、出来る限り配慮いただくようお願いしています。以上、事情をご賢察のうえ、ご理解ください。
港区役所総務課

令和2年度 港区障がい者支援専門部会からの要望

要望5
障害者虐待防止法、障害者差別解消法の更なる周知啓発について
理由
法施行後、地域での体制の整備や、周知啓発について、様々な取組みが進められてきてはいますが、まだまだ十分な理解がされ、全ての人の権利が十分に擁護されているわけではありません。今後、障がいの有無にかかわらず、誰もが地域で安心して暮らせるような街づくりを実現するためには、特に障がいの領域においては、この『障害者虐待防止法』『障害者差別解消法』の更なる周知啓発が重要な取組みです。令和3年度、港区障がい者専門部会 港区障がい者地域自立支援協議会として、保健福祉課と共同して、『障害者虐待防止法』『障害者差別解消法』の周知の状況と、相談、通報先の把握についての実態調査の実施を検討しています。その実態調査についての積極的なご協力とご支援を要望します。また、その調査結果を共に分析し、今後、港区において、この二つの法律がさらに周知、理解されるための具体的な取り組みについてあらためて検討し、啓発が進めて行けるような機会を設けていただくように要望します。さらに、障がい者だけを対象とするのではなく、高齢者や児童、外国人、性別など他の差別や虐待の対象も含めて、区民全体でその解消・改善を目指し、誰もが暮らしやすい港区の実現を目指していきましょう。
回答
障がい者虐待等は、問題が深刻化する前に早期発見し、当事者に対して支援を開始することが重要です。そのために、障害者虐待防止法に規定された通報義務を広く周知することが虐待の防止に繋がると認識しています。 港区では、「広報みなと」特集号において障がい者・高齢者虐待に関する記事を掲載するなど情報発信を行っています。また、相談支援専門員やケアマネージャーに対する研修会を定期的実施しています。令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、区民を対象にした講演会等は開催できませんでしたが、虐待の具体的な事例や相談先の案内などを記載したチラシを作成し、民生委員・支援機関を通じ区民への配布を行い、また区役所窓口にも配架することで啓発を行っています。 来年度は港区障がい者地域自立支援協議会において、「障害者虐待防止法」「障害者差別解消法」についての実態調査と、調査結果に基づく効果的な周知啓発等検討し、具体的な取り組みを進め、障がいの有無に関わらず、誰もが暮らしやすい港区の実現を共に目指します。
港区役所保健福祉課

令和2年度 港区障がい者支援専門部会からの要望

要望6
相談支援専門員から、ケアマネジャーへの引継ぎをスムーズに行えるような方法の検討について
理由
障害者自立支援法・障害者総合支援法施行以後、10年以上が経過した現在、障がい福祉の領域では、障がい者ご自身の高齢化と、そのご家族の高齢化が大きな課題となっています。高齢化の課題の一つとして、特に65才を契機に、使用する障がい福祉サービスを、優先して介護保険サービスへ切り替えることが制度の基本となっていることがあります。この二つの制度の成り立ちが大きく違うこともあり、それまで障がい福祉サービスの利用を前提としたそれぞれの生活が、介護保険に切り替わることにより、利用するサービスについて質・量の変化を求められることで、安心して暮らしていく事が継続できない不安が高まることが考えられます。また、介護保険では、ケアマネジャーが介護保険サービス利用のケアプランを作成することになっていますが、相談支援専門員との役割や考え方に大きな違いがあり、その違いにより、利用者の生活に大きな変化が求められる可能性が懸念されています。障がいのある人が、介護保険サービスを優先して利用する必要が生じたときに、その人に関わる全ての人が、正確な制度や仕組みを理解し、これまでの暮らし同様の暮らしを続けて行くことができるように、情報の発信や、共有の仕組み、関係者(ケアマネ連絡会等)による連携の支援をしてください。また、相談支援事業所が安定して運営、事業を継続するためにも、各種加算の設定ではなく、相談支援事業に係る本体報酬の見直し及び事務手続きの負担軽減を国へ要望します。
回答
障がい福祉サービスを利用されている方が介護保険サービスにスムーズに移行し、利用者が安心してサービスを受けるためには、支援者である相談支援専門員とケアマネジャーがそれぞれの制度や仕組みを理解し、相互に連携しながら利用者の生活を支援していく必要があると考えています。これまでも、港区内のケアマネジャーに対して、障がい福祉サービスと介護保険サービスとの違いや65歳到達における切替時の注意点について研修会を実施してきましたが、今後も引続き港区障がい者地域自立支援協議会の相談支援事業所連絡会やヘルパー事業所連絡会等を活用し、相談支援専門員とケアマネジャーとの勉強会等の開催や情報発信に努め、両者が相互に連携して利用者を支援できるよう、区としても体制づくりを支援していきます。 また、相談支援専門員は、障がい者に寄り添いきめ細やかな支援方針を検討する身近な相談者であり、障がい者にとって不可欠な存在であると考えています。相談支援事業の基本報酬の引き上げにより、安定した事業運営が可能となり、一人でも多くの方が相談支援専門員を利用できるよう、引続き基本報酬の引き上げ等の見直しについて、国に働きかけるよう福祉局に対し要望します。
港区役所保健福祉課

令和2年度 港区障がい者支援専門部会からの要望

要望7
ICTを活用した支援体制の構築について
理由
新型コロナウイルス感染症の影響により、障がいのある方に対する緊急的、臨時的な支援や支援体制を検討する会議の開催が困難な事態が発生しています。国や地方公共団体においても ICT を活用したリモート会議などを推進しているところではありますが、大阪市の体制としてリモート会議などの環境整備が十分に整っておらず、この間においては委託や指定を受けている民間の事業者などの協力のもと、リモート会議を開催してきた経過があります。自立支援協議会など団体の代表者が集まる会議では、高齢の方もおられ PC 操作に不慣れな方やその環境が整っていない場合もありますが、行政と民間団体が障がい者福祉を連携して進めるにあたり、行政が中心となって ICT を活用したシステムの構築や活用方法の検討、周知啓発を行うことが重要だと考えています。また、区役所においては、各種会議の中止や書面による開催に変更されていますが、積極的に ICT を活用したリモート会議の開催や動画配信による情報提供など様々な手法を検討し、障がいのある方等に対して継続的な支援ができる仕組みを構築されるよう要望します。
回答
今年度は、港区障がい者地域自立支援協議会を始め様々な会議や研修会が中止され、利用者や支援者の方々に大変ご不便をお掛けしました。また、リモート会議等の環境が整っていなかったこともあり、皆様方のご協力をいただきながらリモート会議の開催や Web アンケート等を実施させていただきました。 障がいのある方への支援にあたり、行政と民間事業者が連携して検討していく場は必要であり、特に非常時においては、一層その役割は重要になるものと考えています。 今後もリモート会議等の環境整備を進めていき、会議等を中止せざるを得ない場合であっても、動画配信や様々な手法を検討し、障がいのある方への支援の継続、充実を可能とする取り組みを進めます。
港区役所保健福祉課

令和２年度 港区障がい者支援専門部会からの要望

要望 8
障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域生活支援の仕組みを検討してください
理由
近年、高齢の親が障がいのある子供の暮らしを支えないといけない８０５０問題に悩むご相談が少なくありません。やむを得ず、親が入院する必要があるときに、障がいのある子供の暮らしを誰が支えるのか、その先の親亡き後の問題も含めて困難に直面する相談が後を絶ちません。特に障がいの重い人は、グループホームや施設への入所もほとんど期待できず、いつも不安を感じられています。基本的には、障がいの有無、障がいの状態などに関わらず、暮らし慣れた場所での暮らしが続けられることが、誰にとっても安心につながるはずです。そのためには、大阪市では面的に整理することになっている地域生活支援拠点が十分に機能し、地域での暮らしが安心してできること、必要に応じて、地域の社会資源や、福祉サービスが柔軟に利用できることなどがが必要です。まず区域ごとで、さらに市域全体で障がい福祉サービスの事業所やその他の資源が必要に応じて、協力、連携できる体制が必要です。そのためには、自立支援協議会などを通じて、各事業所機関等が必要に応じて連携ができる体制を構築するための、行政的な支援をお願いします。
回答
近年、障がいに関する相談件数が増加し、相談の内容も複雑・多様化しており、８０５０問題をはじめ介護者の入院や「親なき後」を見据えた支援の方策など様々な課題があります。また、障がいの有無や程度に関わらず、暮らし慣れた地域で安心した生活を送るためには、地域生活支援拠点の整備・機能の充実が重要です。 地域生活支援拠点の取り組みとして、「障がい者夜間・休日等緊急時支援事業」や「障がい者緊急一時保護事業」が整備されてきましたが、地域移行や親元からの自立に向けた体験の機会や相談支援の人材確保や質の向上、更には地域の社会資源を有効に利用するための関係機関との連携体制の構築が必要だと考えています。福祉局に対して、地域生活支援拠点の着実な整備と市全域で障がい福祉サービス等の社会資源が連携を図れる仕組みを構築するよう要望します。 また、医療機関や支援機関の協力体制の確保に向けては、地域自立支援協議会を中心としたネットワークづくりが重要であり、地域自立支援協議会において課題や現状等を議論、検討しながら、取り組みを進めます。
港区役所保健福祉課

令和2年度 港区障がい者支援専門部会からの要望

要望9
就労継続支援A型事業所の監督指導の徹底について
理由
前年度は港区内の就労継続支援A型の事業所閉鎖に係る対応の経過がありましたが、今年度は新型コロナウイルスの感染拡大から、リモートワーク形態での就業を建前として、実際にはほとんど具体的な仕事や、支援の提供を受けることが無く、在籍するだけの状態で雇用契約を継続している事業所の情報があります。現在、給料の支給はされているようですが、実際には従業員は月に1回だけ事業所に出勤し、実績記録票を作成して給料を受け取るだけの状態に不安を感じて転職をしたり、体調を崩したりする人もいるという状態のようです。このような状態においては、安定して事業を継続すること、障がい福祉サービス事業所として、利用者支援を適切に行うことについても強く懸念を持たざるを得ません。このような不透明な運営をしている就労継続支援A型事業所が依然存在しているため、不安を持つ従業員、利用者からのご相談が多くあります。就労継続支援A型事業所の中には、福祉サービス事業所としてより、ビジネスとしての経営的な側面、企業としての利益の追求を重視している事業所も少なくないように感じられます。そのため、他の障がい福祉サービス事業所以上に、充分にその運営についての監督指導が徹底される必要があります。大阪市も指定権者の責任において、定期的に運営に関する調査をするなどして現状の把握に努め、利用者からの相談にも対応できるよう、特に就労継続支援A型事業所への監督指導を徹底してください。
回答
就労継続支援A型事業所は、単に就労の機会の提供だけではなく、活動の機会の提供を通じて、その知識や能力の向上のために必要な訓練等を行うことが必要で、障がいのある方が安定した社会生活を送るうえで非常に重要な役割を担っていると考えています。しかしながら、A型事業所の中には、法の趣旨に反し不適切な事業運営を行っている事業所があることが指摘されています。 障がいのある方が安心して働くことができ、利用者への適切な支援が実施されるよう、福祉局に対してA型事業所への監督・指導を更に徹底するよう要望します。
港区役所保健福祉課